

委託・役務業務等の請負契約における 最低制限価格制度の活用に係る指針

令和7年9月
会計管理局管理課

1 最低制限価格制度の概要

地方公共団体が競争入札により契約を締結する場合には、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第3項により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることとされている。

ただし、その例外として地方自治法第 234 条第3項ただし書において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができることとされており、さらに地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第2項の規定に基づき、一般競争入札により、工事または製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合に、当該契約の内容に適合した履行を確保するために、特に必要がある場合に最低制限価格を設けることができるとされている。

【参考】最低制限価格制度の概要

	競争入札の原則	最低制限価格制度
根 拠	地方自治法 234③	地方自治法 234③ただし書 地方自治法施行令 167 の 10②
対象事業	支出の原因となる契約	工事または製造その他についての請負の契約
概 要	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。	契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 趣旨・策定の背景

委託・役務業務等の請負契約において、著しく落札率が低い場合は、契約金額では業務に必要な費用がまかなわれず、適正な労働環境や履行品質の確保が図られなくなるおそれがある。

令和4年4月1日に施行された「滋賀県が締結する契約に関する条例」では、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用および一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図ることとしており、第8条においては、低価格受注を防止するため、最低制限価格制度を適切に活用することとしているほか、第 11 条においては、契約の締結に当たっては、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組を勘案することとしている。

公正な競争を促進しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での契約の締結を防止するためには、最低制限価格制度を適切に活用することが有効であることから、同制度の活用に係る指針を策定するものである。

3 本指針の対象業務

本指針の対象は、委託・役務業務などの請負契約とする。

ただし、滋賀県建設工事等契約審査委員会の審査対象となる「建設工事」、「建設工事等に係る業務委託」および「土木施設維持管理業務」を除くものとする。

4 最低制限価格制度の適用を検討する業務

最低制限価格制度の適用を検討する業務は、著しく低い落札率となった場合に、契約金額によっては適正な賃金が確保できず、適正な労働環境や履行品質の確保が図られなくなるおそれがある次の業務とする。

- (1) 労働力に対する依存度の高い業務
- (2) ダンピング受注が懸念される業務

5 最低制限価格の算定方法

4の業務について、最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格の算定方法は、次のとおりとする。なお、設計金額の算定方法等に応じて、他の算定方法によることを妨げるものではない。

- (1) 労働力に対する依存度の高い業務

人件費に係る単価を最低賃金に置き換えて算定する。

- (2) 上記以外の業務

予定価格に一定の割合を乗じて算定する。なお、この割合は10分の6から10分の8の範囲が妥当であると考えられるが、過去の落札率や業務の履行内容等も考慮して決定すること。

6 設計金額の算定

予定価格や最低制限価格の設定の基礎となる設計金額の算定に当たっては、次の点に留意することとする。

- (1) 設計金額は、取引の実例価格、需給状況、履行難易、数量の多寡および履行期間の長短等を考慮して適正に算定すること。なお、人件費については、当該業務に従事する者の賃金が最低賃金を下回らないよう設定すること。
- (2) 設計金額を算定することが困難等の理由により、事業者から徴取した見積書を参考に設計金額を算定する場合には、設計金額の妥当性を確保するため、原則として複数の事業者から見積書を徴取すること。なお、徴取した参考見積書は、その内容について検証・確認等を行うこと。

7 具体的な事務等の流れ

- ① 最低制限価格制度適用の可否検討

4の業務に該当するかどうか、その他これまでの落札率や業務の履行内容等を検討し、最低制限価格制度適用の可否の検討を行う。

↓

[最低制限価格制度を適用する場合]

- ② 最低制限価格の算定方法の検討・決定

5の算定方法を参考に最低制限価格の算定方法を検討し、決定する。

↓

- ③ 予定価格の算定

6の算定方法を参考に設計金額を算定の上、予定価格を算定する。

↓

- ④ 最低制限価格の算定

②で決定した算定方法により最低制限価格を算定する。

↓

⑤ 予定価格書の作成

予定価格書に予定価格および最低制限価格を記載し、押印する。

↓

⑥ 入札公告の作成

次の事項を入札公告に追加する。

- ・最低制限価格を設けている旨
- ・最低制限価格未満の価格の入札は失格とする旨

※公告記載例

・落札者の決定方法

本案件は最低制限価格を設定する。滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

・失格となる入札

最低制限価格未満の価格で入札したとき。

8 その他

- (1) 4に記載の業務以外の請負契約についても、最低制限価格制度を適用することは差し支えないので、必要に応じて、同制度を活用すること。
- (2) 特定調達契約および総合評価方式の入札案件は、最低制限価格制度を適用することはできない。
- (3) 庁舎等管理業務における最低制限価格制度の適用等については、別途発出される総務課長通知によること。

(作成例)

予定価格書

令和 ○年度

1. 件 名 ○○○○○○○○○○○

2. 設 計 額 XXX, XXX, XXX 円

3. 予定価格 ⑩XXX, XXX, XXX⑩ 円

(入札書比較価格(予定価格×100/110) XXX, XXX, XXX 円)

4. 最低制限価格 ⑩XXX, XXX, XXX⑩ 円

(入札書比較価格(最低制限価格×100/110) XXX, XXX, XXX 円)